

第2種 法 令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：10:00～11:15（1時間15分）

2 問題数：五肢択一式 30問（60点満点）（14ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（H B又はB）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰って結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験資格を失ったものとみなし、試験室からの退出を命じます。また、試験終了後に不正行為を行ったことが発覚した場合、試験実施時にさかのぼり受験資格を失ったものとみなします。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（H B又はB）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1つの問い合わせに対して、1つだけ選択（マーク）してください。2つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『　』内の文章は、放射線障害防止法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は（　）つきの算用数字で表す。条文は間に応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 定義に関する次の文章の〔A〕～〔C〕に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第2条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第3条第5号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん32、コバルト60等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（〔A〕されているこれらのもの〔B〕。）で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「〔C〕」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。』

- | 〔A〕 | 〔B〕 | 〔C〕 |
|---------|-----|-------------|
| 1 密封 | を含む | 設計認証機器 |
| 2 機器に装備 | を含む | 放射性同位元素装備機器 |
| 3 密封 | を含む | 放射性同位元素装備機器 |
| 4 機器に装備 | に限る | 設計認証機器 |
| 5 密封 | に限る | 放射性同位元素装備機器 |

問2 使用の許可に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。なお、セシウム137の下限数量は10キロベクレル、コバルト60の下限数量は100キロベクレルであり、かつ、それぞれの濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- A 1個当たりの数量が、100メガベクレルの密封されたコバルト60を3個で1組として装備し、その1組をもって照射する機構を有するレベル計1台のみを使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- B 1個当たりの数量が、100メガベクレルの密封されたセシウム137を装備した照射装置を1台のみ使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- C 1個当たりの数量が、10メガベクレルの密封されたセシウム137を装備したレベル計を1台及び1個当たりの数量が、100メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した密度計を1台使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- D 1個当たりの数量が、10メガベクレルの密封されたセシウム137を装備したレベル計を1台及び1個当たりの数量が、10メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した密度計を10台使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問3 次のうち、表示付認証機器使用者が、当該表示付認証機器の使用の開始の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- B 使用の目的及び方法
- C 使用の場所
- D 表示付認証機器の使用をする施設の位置、構造及び設備

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問4 次のうち、届出貸業者が、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない変更事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の種類
- B 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力
- C 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- D 貸貸事業所の所在地

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問5 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問6 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、密封された放射性同位元素を固定して取り扱う場合とする。

- A 使用施設は、必ず、その主要構造部等を耐火構造としなければならない。
- B 使用施設内の人人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量は、実効線量で1週間につき1ミリシーベルト以下としなければならない。
- C 使用施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けなければならない。
- D 管理区域の境界には、柵その他の人人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設ければならない。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問7 次のうち、密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者の許可証に記載する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用の方法
- B 使用の目的
- C 許可の条件
- D 貯蔵施設の貯蔵能力

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問8 1個当たりの数量が 185 ギガベクレルの密封されたイリジウム 192 を装備した非破壊検査装置のみ 1 台を使用している者が、非破壊検査の目的のため、事業所の外において一時的に使用の場所を変更して当該装置を使用する場合に、あらかじめ、原子力規制委員会に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。なお、イリジウム 192 の特別形放射性同位元素等である場合の数量 (A_1 値) は、1 テラベクレルである。また、その下限数量は、10 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- 1 新たに使用の場所の認可を受けなければならない。
- 2 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。
- 3 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。
- 4 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。
- 5 届出使用に係る使用の場所の一時的変更の報告をしなければならない。

問9 次のうち、変更の許可を要しない軽微な変更に該当する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の数量の減少
- B 放射性同位元素の使用時間数の減少
- C 事業所の境界の拡大
- D 貯蔵施設の貯蔵能力の減少

1 A B Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問 10 次の放射性同位元素の使用の目的のうち、その旨を原子力規制委員会に届け出ることにより、許可使用者が一時的に使用の場所を変更して使用できる場合として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A ガスクロマトグラフによる空気中の有害物質等の質量の調査
- B 中性子水分計による土壤中の水分の質量の調査
- C 蛍光エックス線分析装置による物質の組成の調査
- D ガンマ線密度計による物質の密度の調査

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 11 許可証に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可証を損じた者が許可証再交付申請書を原子力規制委員会に提出する場合には、その許可証を申請書に添えなければならない。
- B 許可証を失った者で許可証の再交付を受けたものは、失った許可証を発見したときは、速やかに、発見した許可証を原子力規制委員会に返納しなければならない。
- C 許可証を損じたときは、30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 許可証を失った者は、その事実が判明した日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 12 放射性同位元素装備機器の設計認証等に関する次の記述のうち、特定設計認証を受けようとする者が、原子力規制委員会又は登録認証機関に提出しなければならない申請書に記載する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- B 放射性同位元素の年間使用時間
- C 放射性同位元素装備機器の名称及び用途
- D 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 13 表示付認証機器又は表示付特定認証機器の販売等に関する次の文章の [A]～[D] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 12 条の 6 表示付認証機器又は表示付特定認証機器を販売し、又は賃貸しようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該表示付認証機器又は表示付特定認証機器に、

[A] (当該設計認証又は特定設計認証の番号をいう。)、当該設計認証又は特定設計認証に係る [B]、保管及び [C] に関する条件 (以下「認証条件」という。)、これを [D] しようとする場合にあっては第 19 条第 5 項に規定する者にその [D] を委託しなければならない旨その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。』

	A	B	C	D
1	線源番号	使用	廃棄	運搬
2	線源番号	販売又は賃貸	運搬	廃棄
3	認証番号	販売又は賃貸	廃棄	運搬
4	認証番号	使用	廃棄	運搬
5	認証番号	使用	運搬	廃棄

問 14 使用施設等の基準適合義務に関する次の文章の [A]、[B] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 13 条

2 届出使用者は、その [A] の [B] を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。』

	A	B
1	使用施設	遮蔽壁その他の遮蔽物
2	使用施設	位置、構造及び設備
3	貯蔵施設	貯藏能力
4	貯蔵施設	位置、構造及び設備
5	使用施設及び貯蔵施設	遮蔽壁その他の遮蔽物

問 15 密封された放射性同位元素の使用の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのこと。
- B 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのこと。
- C 密封された放射性同位元素が、放射性同位元素装備機器に固定されている容器に収納され、又は支持具により放射性同位元素装備機器に固定されていること。
- D 密封された放射性同位元素を収納する容器は、取扱いの際の温度、圧力及び衝撃に耐え、かつ、容易に破損しないこと。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問 16 密封された放射性同位元素の保管の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素を気密性の構造の容器に入れて保管する場合にあっては貯蔵施設において行うこと。
- B 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- C 貯蔵施設には、その遮蔽能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- D 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 17 L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- B 外接する直方体の各辺が10センチメートル以上であること。
- C 容易に、かつ、安全に取り扱うことができるること。
- D みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 18 次のうち、放射線の量の測定を行う場所として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 事業所等内において人が居住する区域
- B 事業所等内において人が業務を行う区域
- C 事業所等の境界
- D 管理区域の境界

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 19 放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せは、どれか。なお、中性子線による被ばくはないものとする。

- A 1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量の測定を行うこと。
- B 70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所については、70マイクロメートル線量当量率の測定を行うこと。
- C 作業を開始する前に1回行うこと。
- D 作業を開始した後にあっては、1年を超えない期間ごとに1回行うこと。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 20 放射線障害予防規程を原子力規制委員会に届け出なければならない者として、放射線障害防止法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 表示付認証機器届出使用者
- B 密封された放射性同位元素のみを販売する届出販売業者
- C 届出使用者
- D 表示付認証機器のみを賃貸する届出賃貸業者

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 21 初めて管理区域に立ち入る前の放射線業務従事者に対して行う教育及び訓練として、放射線障害防止法上定められている項目と時間数の組合せは、次のうちどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

項目	時間数
A 放射性同位元素の安全取扱い	— 30分以上
B 放射線の人体に与える影響	— 30分以上
C 密封された放射性同位元素の取扱いに係る事故が発生した場合の対応	— 30分以上
D 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程	— 30分以上

1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとD 5 CとD

問22 放射線業務従事者の健康診断の方法に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断のうち、末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率に関する検査は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- B 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断のうち、皮膚についての検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- C 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断のうち、問診は、放射線の被ばく歴の有無について行うこと。
- D 管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに行う健康診断のうち、眼についての検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問23 次のうち、密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、帳簿を備え、記載しなければならない事項の細目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数（第21条の2第1項第2号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第3号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。）並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
- B 使用（詰替えを除く。）に係る放射性同位元素の種類及び数量
- C 貯蔵施設における保管に係る放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- D 放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 24 密封された放射性同位元素（表示付認証機器又は表示付特定認証機器に装備されているものを除く。）の譲渡し、譲受け等の制限に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出販売業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、他の届出販売業者から譲り受けた。
- B 届出賃貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出した。
- C 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出した。
- D 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、その許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で借り受けた。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 25 事故等の報告に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超える又は超えるおそれのある被ばくがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 20 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- B 届出販売業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 20 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- C 届出使用者は、放射性同位元素の使用における計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が、放射線業務従事者以外の者にあっては、0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- D 許可使用者は、貯蔵施設内の人人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 26 次のうち、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を選任することのできる者として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素のみを業として賃貸する届出賃貸業者
- B 密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- C 密封されていない放射性同位元素のみを業として販売する届出販売業者
- D 1個当たりの数量が100ギガベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 27 放射線取扱主任者の義務等に関する次の文章の[A]～[D]に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第36条 放射線取扱主任者は、[A]にその職務を遂行しなければならない。』

- 2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は[B]の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- 3 前項に定めるものほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、[C]に関し、放射線取扱主任者の[D]を尊重しなければならない。』

	[A]	[B]	[C]	[D]
1	誠実	放射線障害防止法	放射線安全管理	意見
2	的確	放射線障害予防規程	放射線安全管理	助言
3	誠実	放射線障害予防規程	放射線障害の防止	意見
4	的確	放射線障害防止法	放射線障害の防止	助言
5	誠実	放射線障害予防規程	放射性同位元素の使用等	助言

問 28 次のうち、届出販売業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習の課目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 法に関する課目
- B 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目
- C 放射性同位元素等の取扱いの事故の事例に関する課目
- D 貯蔵施設（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目

1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとD 5 CとD

問 29 1個当たりの数量が5テラベクレルの密封された放射性同位元素が装備されている放射性同位元素装備機器のみ3台を使用している許可使用者において、放射線取扱主任者が海外出張することになった。当該放射線取扱主任者がその職務を行うことができないが、この間も放射性同位元素を継続して使用することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が5日間であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。
- B 出張の期間が45日間であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を代理者に選任し、選任した日の20日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- C 出張の期間が90日間であったので、第1種放射線取扱主任者免状を有している者を代理者に選任し、選任した日の40日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- D 出張の期間が20日間であったので、第1種放射線取扱主任者免状を有している者を代理者に選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問 30 実効線量限度に関する次の文章の [A]～[C] に該当する数値について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 5 条 規則第 1 条第 10 号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- (1) 平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき [A] ミリシーベルト
- (2) 4 月 1 日を始期とする 1 年間ににつき [B] ミリシーベルト
- (3) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前 2 号に規定するほか、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間ににつき [C] ミリシーベルト
- (4) 妊娠中である女子については、第 1 号及び第 2 号に規定するほか、本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることについて 1 ミリシーベルト』

	A	B	C
1	250	50	10
2	250	100	10
3	100	50	5
4	100	50	10
5	250	50	5

